

学校で子どもや教職員の新型コロナウイルスの感染が 確認された場合の対応ガイドライン

令和3年8月30日 作成
令和4年1月21日 改訂
令和4年1月31日 改訂
令和4年6月10日 改訂
福津市教育委員会

1. 学校で陽性者等が確認された場合の対応（陽性者等への対応）

学校で子どもや教職員の陽性者が確認された場合及び陽性者に起因する濃厚接触者（以下、陽性者等という）を特定した場合は、校長は、陽性者等が子どもである場合は、出席停止の措置をとるほか、陽性者等が教職員である場合は、病気休暇等の取得や職務専念義務の免除等により出勤させないようにすること。

なお、陽性者の自宅待機等の隔離期間は10日間、濃厚接触者は7日間とする。

2. 学校で教職員の陽性者が確認された場合の対応

(1) 学校で教職員の感染が確認された場合、校長は、当該教職員に対して、行動調査等の聞き取りを行い、子ども及び教職員の濃厚接触者の特定^{※1}を行うこと。

※1 《校内の濃厚接触者の特定》

陽性者の**発症2日前**^{※2}の期間、以下の①又は②のいずれかに該当する者は、濃厚接触者に該当する可能性がある者とする。

- ① 互いにマスクなしの場合は、陽性者と1m以内の範囲で、時間の長さを問わずに会話のあった子ども及び教職員
- ② 陽性者がマスクなしの場合は、1m以上の距離は保ったものの、15分以上会話のあった子ども及び教職員

※2 発症2日前の期間が、土日の場合、教職員が出勤（部活動の指導を含む）していなければ、濃厚接触者の特定は必要ない。

《濃厚接触者に該当する可能性がある者として特定した場合の対応》

- 校長は、濃厚接触者に該当する可能性がある者について、学校医に相談し、特定した上で市教委に報告する。その上で、濃厚接触者と特定された子どもの保護者や教職員に対して、**自宅待機**（陽性者と最後に会った日を0日として、**7日間待機**）を依頼する。※（無症状の場合、教職員は、4日目及び5日目に、簡易検査キットを用いた2回の検査で陰性が確認できれば、5日間に待機期間を短縮できる。）

以下のことも併せてお願いすること。

- ◇ 1日2回、体温を測り、10日間は健康状態を確認すること
- ◇ 不要不急の外出は控え、他の人との接触をしないようにすること
- ◇ 医療機関等の受診や相談をすること



症状がある	症状はない
<ul style="list-style-type: none"> ○ かかりつけ医や診療・検査医療機関に受診の相談をすること。 ○ 受診にあたっては、「濃厚接触者と特定された」ことを事前に連絡した上で受診してもらうこと。 ○ 受診にかかる費用は受診する医療機関に確認してもらうこと。 ※ かかりつけ医がない場合は、福岡県新型コロナウイルス感染症一般相談窓口（092-643-3288 24時間） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則、陽性者と最後に会った日から7日間の自宅待機をしていただき、健康観察(10日間)を行ってもらうことを基本とすること。 ○ その他、不安な点、不明な点がある場合には、管轄の保健所に相談してもらうこと。 <p>福津市在住の方は 【宗像・遠賀保健福祉環境事務所】 TEL (0940) 36 - 6098</p>

《学級閉鎖等を実施する場合の対応》

- 感染が確認された教職員が関わっていた学級において、**2名以上の濃厚接触者が特定された場合**は、その学級は、**暫定的に3日間の学級閉鎖**を実施^{※3}する。

※3 学級閉鎖の実施判断は、以下のような手順で行う。

- ① 校長は、学級閉鎖の実施について校内関係者で協議する。
- ② 校長は、校内の協議内容を学校医に相談し、実施について意見を聞く。
- ③ 校長は、校内の協議及び学校医の意見を市教委に報告し、市教委が、それらの情報をもとに学級閉鎖等の判断（承認）をする。

3. 学級で子どもの陽性者が確認された場合の対応【学級閉鎖】

(1) 学校で子どもの感染が確認された場合（保護者からの報告）、校長は、当該子ども（本人又は保護者）に対して聞き取りを行い、濃厚接触者の特定^{※4}を行うこと。

※4 <校内の濃厚接触者の特定>

陽性者の**発症2日前**^{※5}の期間、以下の①又は②のいずれかに該当する者は、濃厚接触者に該当する可能性がある者とする。

- ① 互いにマスクなしの場合は、陽性者と1m以内の範囲で、時間の長さを問わずに会話のあった子ども及び教職員
- ② 陽性者がマスクなしの場合は、1m以上の距離は保ったものの、15分以上会話のあった子ども及び教職員

なお、学校の教育活動以外（学童や放課後デイサービス、社会体育等）での行動調査については、学校は実施しない。

※5 発症2日前の期間が、土日の場合、子どもが登校（部活動を含む）していなければ、同一学級における濃厚接触者の特定は必要ない。

<濃厚接触者に該当する可能性がある者として特定した場合の対応>

上記「2. 学校で教職員の陽性者が確認された場合の対応」に準じる。

(2) 子どもが、登校している（していた）状況下において、以下のいずれかの状況に該当する場合、暫定的に3日間の学級閉鎖を実施^{※6}する。

- ① 1名の陽性者が判明し、2名以上の濃厚接触者が存在する場合
- ② 同一学級において、1名の陽性者が判明し、陽性者の最終登校日を0日として、翌日から3日以内に陽性者が新たに判明した場合。
- ③ 1名の陽性者が判明し、2名以上の濃厚接触者が存在しない場合でも、陽性者が判明し、最終登校日の翌日から3日以内に、周囲に**未診断**の風邪等の症状（発熱、のどの痛み、咳、頭痛、倦怠感）を有する者が、2名以上存在する場合（アレルギー性の鼻水、鼻づまり、起因するくしゃみ、頭痛又は、生理痛の症状を除く）

※6 学級閉鎖の実施判断は、以下のような手順で行う。

- ① 校長は、学級閉鎖の実施について校内関係者で協議する。
- ② 校長は、校内の協議内容を学校医に相談し、実施について意見を聞く。
- ③ 校長は、校内の協議及び学校医の意見を市教委に報告し、市教委が、それらの情報をもとに学級閉鎖等の判断（承認）をする。

(3) 学級閉鎖の期間を以下のようにする。

□ 学級閉鎖の期間は、暫定的に**3日間**^{※7}とし、延長する場合^{※9}は、さらに**2日程度**とする。

※7 暫定的に「3日間」としているのは、オミクロン株の潜伏期間が3日程度で従来株よりも短いと言われ、この間に、症状が現れることが想定されるため。

≪「3日間」の考えと対応≫

午前中に学級閉鎖を判断した場合は、給食終了後に下校させること。

- ㊦ **月曜日に判断**した場合、火曜日～木曜日までを学級閉鎖とする。
- ㊧ **火曜日に判断**した場合、金曜日までを学級閉鎖とする。
- ㊨ **水曜日に判断**した場合、土曜日までを学級閉鎖とし、日曜日を挟むため、月曜日以降の学級閉鎖の有無は、土曜日までの学級の子どもの健康状態を踏まえて、(学校医に相談し)、それをもとに市教委と協議して判断する。
- ㊩ **木曜日に判断**した場合、日曜日までを学級閉鎖とするが、月曜日以降の学級閉鎖の有無は、日曜日までの学級の子どもの健康状態を踏まえて、(学校医に相談し)、それをもとに市教委と協議して判断する。
- ㊪ **金曜日に判断**した場合、月曜日までを学級閉鎖とする。
- ㊫ **土曜日に判断**した場合、火曜日までを学級閉鎖とする。
- ㊬ **日曜日に判断**した場合、水曜日までを学級閉鎖とする。

≪健康状態の把握≫

- 学級閉鎖期間中は毎日、各家庭において検温等の健康観察を実施してもらい、発熱等の風邪症状があった場合(可能であれば、当該学級全員分の回答の返信が望ましい)は、学校に報告してもらうこと。

※ 土日の対応も想定されることから、Google Form等を活用したWeb回答が望ましい。

※8 文部科学省は、オミクロン株の潜伏期間に鑑み、臨時休業等の目安期間を5日程度としている。本市では、暫定3日、延長2日とする。

≪延長の基準≫

- 学級閉鎖解除か、延長かの判断を行う前日の段階で、新規陽性者、または、風邪等の症状(発熱、のどの痛み、咳、頭痛、倦怠感)を有する者が、**増加傾向にある場合**

≪延長の判断≫

- 子どもの健康状態の結果を踏まえて、(学校医に相談し)、それをもとに市教委と協議して判断する。
- 学級閉鎖の解除についても、同様の対応とする。

(4) **学級閉鎖を実施**する場合の学校の対応例については、以下のようにする。

【タブレット端末の持ち帰り推奨】

学級閉鎖期間中にも、子どもの学びを止めないためにも、タブレット端末の持ち帰りによるオンライン授業（教科指導，双方向コミュニケーション等）の実施やデジタルドリルを活用した個別学習を推奨する^{※9}。各学校においては、持ち帰って子どもが使えるよう準備しておくとともに、保護者の理解や協力を得ておくことが重要である。

※9 暫定的な3日間は、ウイルスの潜伏期間であり、濃厚接触者の特定が明確ではない期間としているため、健康（無症状を含む）な児童生徒であっても、オンライン授業が家庭で実施できないという理由で登校させないこと。

【指導要録上の取扱い】

- 学級閉鎖は、授業日数を含む「出席停止」扱いとする。
- 学年閉鎖，学校閉鎖は，授業日数には含まないものとして記録する。

【参照】文部科学省 HP 「Q&A 学校設置者・学校関係者の皆様へ」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00041.html#q1

㊦ 子どもたちが登校している午前中に学級閉鎖を判断した場合

- ① 保護者に対して、給食後に下校させること等の学級閉鎖の実施，家庭学習や家庭での過ごし方及び感染対策等^{※10}について，スクールメール等で通知する。
- ② 担任は，家庭学習の課題の準備（タブレット持ち帰りによるオンライン学習の準備，学習プリント印刷や教科書，問題集等を使った予習・復習の範囲の検討）を行うとともに，家庭学習や家庭での過ごし方等について，子どもに指導する^{※11}。
- ③ 暫定的な学級閉鎖の期間中に，学校及び担任は，学級閉鎖期間の延長または解除された場合の「学びの保障^{※12}」について検討・準備を進めておく。

※10 3日間の閉鎖期間は，原則ステイホームであることに加え，家庭内感染を防ぐ対策を依頼する。なお，今後の学級閉鎖期間（解除・延長）については，保健所の調査や他の児童・生徒の感染状況等をふまえ決定し，通知することも知らせること。

※11 陽性者等の特定の有無に関わらず，陽性者等への配慮について，指導を徹底すること（陽性者等の公表，偏見や差別等は決してあってはいけない）。

※12 継続して学習課題を課すこともあるが，教師と子どものコミュニケーションをどのように図るかが重要である（学校の様子，学習進度等への不安の緩和）。

㊦ 子どもたちが下校した後に学級閉鎖を判断した場合

- ① 保護者を通じて子どもにも、学級閉鎖の実施、家庭学習や家庭での過ごし方及び感染対策等について、スクールメール等で通知する^{※13}。
- ② 担任は、保護者に指定した時間までに、家庭学習の課題の準備を行う。
- ③ ㊦と同様とする。

※13 上記の内容を伝えるとともに、家庭学習等に係る配付物がある場合は、時間を指定し、保護者に学校に取りに来てもらうことを依頼すること（子どもには登校させない）。その際、諸事情により保護者の来校が困難であるとの申し出があった場合は、家庭へのポスティングも考えられる。ただし、タブレット端末は、直接手渡しすること。

㊧ 暫定的な学級閉鎖期間（3日間）後、学級閉鎖を延長する場合

- ① 保護者を通じて子どもにも、学級閉鎖の延長期間、家庭学習や家庭での過ごし方及び感染対策等について、スクールメール等で通知する。
- ② 担任は、学級閉鎖延長期間の家庭学習の課題の準備を行う。
- ③ 家庭学習等に係る配付物がある場合は、時間を指定し、保護者に学校に取りに来てもらうことを依頼すること（子どもには登校させない）。その際、諸事情により保護者の来校が困難であるとの申し出があった場合は、家庭へのポスティングも考えられる。
- ④ 学級閉鎖期間を延長した場合、出席停止の対象になっている子どもを含め、最長で10日間程度の自宅療養等が想定されるため、学びの保障を含め、子どもとのコミュニケーションや心のケア等をどのように実践できるのかを、あらかじめ学校で検討し^{※14}、実践すること。

※14 担任による電話や家庭訪問等のほか、学校のホームページを活用して、メッセージを配信する方法も考えられる。

㊨ 暫定的な学級閉鎖期間（3日間）後、学級閉鎖を解除する場合

- ① 保護者を通じて子どもにも、学級閉鎖の解除について、スクールメール等で通知する。
- ② 担任は、登校した子どもたちを温かく迎え入れ、不安な気持ちの緩和に努めるとともに、再度、基本的な感染対策（マスクの正しい着用、手洗い等）の徹底について指導する。併せて、欠席している友だちへの配慮についても指導する。
- ③ 陽性者、濃厚接触者等、自宅療養及び待機している子どもへの、学びの保障を含め、コミュニケーションや心のケアを実践すること。

4. 複数の学級で陽性者が確認された場合の対応【学年閉鎖】

以下の状況に該当する場合、**学年閉鎖を実施**する。

- 複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校医及び市教委と協議し、判断する。

5. 複数の学年で陽性者が確認された場合の対応【臨時休業】

以下の状況に該当する場合、**学校全体の臨時休業を実施**する。

- 複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校医や市教委と協議し、判断する。

6. 子どもたちへの心のケア等

新型コロナウイルス感染症に関連した子どもの人権への配慮については、これまでに発出された国や県の通知文や管理職研修等で示した留意点を踏まえること。

特に、新型コロナウイルス感染症に起因するストレス、いじめ、偏見等に関し、公的な機関等の相談窓口（「24 時間子ども SOS ダイアル」や SNS 相談窓口等）^{※15} 適宜周知するとともに、子どもや保護者の不安や悩みに寄り添い、丁寧な生徒理解に努め、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援を行うなど組織的な心のケアに取り組むことが重要である。

※15 福岡県「24 時間子ども SOS ダイアル」 TEL：0120-0-78310
「子どもホットライン24福岡」 TEL：092-641-9999
e-mail：hotline24@pref.fukuoka.lg.jp
福岡県「子供の悩み相談窓口」※ 県版の「紹介カード」を配付・参照
LINE で悩みの相談ができます。
福津市相談電話（学校教育課内） TEL：0940-62-5091

7. 臨時休業期間中のタブレット端末等の活用促進

臨時休業（学年閉鎖、学級閉鎖等）又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない子どもに対しては、学習に著しい遅れが生じることをないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持し、学校と子どもとの関係を継続することが重要である。

ICT 端末を活用したオンラインによる学習支援等のニーズが格段に高まっている状況に対応するためにも、以下の項目を早急に身に付ける必要がある。

〈緊急時に対応する ICT 活用チェックリスト〉

準備段階	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 教師と子どもが「使い方のきまり」を共有しており、教師が日常的に指導を行っている。 <input type="checkbox"/> 学年に応じた情報モラル教育を実施している。 <input type="checkbox"/> 子どもがIDやパスワードを入力して端末を起動できる。 <input type="checkbox"/> 子どもが1日1回は端末に触れる機会を設けている。 <input type="checkbox"/> 教師（担任及び教科担当）が Classroom を作成している。 <input type="checkbox"/> 子どもが Classroom に「参加」できる。 <input type="checkbox"/> 教師が Classroom で課題（一問一答や問題等）を配付できる。 <input type="checkbox"/> 子どもが Classroom の課題を解いて、提出できる。 <input type="checkbox"/> 教師がデジタルドリル^{※16}の使い方を理解している。 <input type="checkbox"/> 子どもがデジタルドリルを使って問題を解くことができる。 <hr/> <p>※16 小学校は凸版印刷「navima（ナビマ）」 中学校はライズ「eライブラリ」</p>
実践段階	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 教師が Classroom 内の Google meet（オンライン会議システム）を起動し、子どもを招待できる。 <input type="checkbox"/> 子どもが Classroom 内の Google meet に参加できる。 <input type="checkbox"/> 教師と子どもが Google meet で会話ができる。 <input type="checkbox"/> 教師が Google meet の画面共有（問題や資料等を画面に映して子どもに見せること）を操作・活用できる。 <input type="checkbox"/> 教師が Google meet で授業の様子（定点撮影）を配信できる。

上記の内容を身に付けるために、校内研修を積極的に活用して組織的に ICT 活用の技能を高め、子どもの指導に生かしてください。（必要に応じて、研修や子どもの指導に ICT 支援員や市教委指導主事を活用してください。）

8. 臨時休業期間中等やむを得ず登校できない子どもの学習指導

ア 基本的な考え方

一定の期間子どもがやむを得ず学校に登校できない場合などには、例えば同時双方向型のウェブ会議システム（Google Meet 等）を活用するなどして、指導計画等を踏まえた教師による学習指導や学習状況、心身の健康状態等を把握ができるよう、準備や指導体制を整えていくことが重要である。

ただし、子どもが1人1台端末（タブレット PC）を持ち帰り、上記のことを実施するためには、下記の要件を満たしておくことが前提である。

<要件>

- 家庭にインターネット環境（Wi-Fi）が整っていること
- 保護者の理解（同意）を得ていること
- 学校及び子どもが持ち帰って使用する目的を明確にしていること
- 子どもが、タブレット端末の基本的な操作を身に付けていること
（デジタルドリル、Google Meet 等の使い方、オンラインによる課題の提出等）
- 学校が、子どもに使い方のきまりや情報モラル等について指導していること
- 定期的（1日1回以上）にオンラインによる学校と子どものコミュニケーション
（健康観察、学習状況の把握を含む）を計画すること

イ 自宅等における学習の取扱い

やむを得ず学校に登校できない子どもに対して行われた教師による学習指導が、次の要件を満たしており、子どもの学習状況及び成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再度指導する必要がないものと校長が判断したときには、当該内容を再度学校における対面指導で取り扱わないこととすることができる。

<要件>

- 教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであること
- 教師が子どもの学習状況及び成果を適切に把握することが可能であること

この場合、学級全体の学習状況及び成果に鑑み再度授業において取り扱わないこととする場合であって、一部の子どもへの学習内容の定着が不十分である場合には、別途、個別に補習を実施するなどの必要な措置を講じること。

ウ 指導要録上の取扱い

非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない子どもについて、以下の方法によるオンラインを活用した学習の指導（オンラインを活用した特例の授業）を実施したと校長が認める場合には、指導要録の「指導に関する記録」の別記として、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について学年ごとに作成する必要がある。

- 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
- 課題の配信・提出、教師による質疑応答及び子ども同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む）

なお、オンラインを活用した特例の授業は非常時のやむを得ない場合の対応であり、登校再開後の学校での学習への円滑な接続に資するよう行われることが重要である。